

[事案 2019-53] 手術給付金支払請求

- ・令和元年 10 月 2 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明があったことを理由として、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

白内障により、先進医療に該当する多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術を受けたため、平成 16 年 7 月に契約した利率変動型積立終身保険の医療特約や先進医療特約等にもとづき給付金を請求したところ、先進医療給付金は支払われたが、手術給付金は支払われなかつた。しかし、請求前に募集人に確認した際、支払われるご回答されたので、手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、手術給付金も支払われると誤った説明をしたもの、ご契約のしおり・約款には、公的医療保険制度において手術料の算定対象とならない手術は、手術給付金の支払理由に該当しない旨が記載されている。
- (2) 申立人には治療費用を上回る先進医療給付金を支払済みであり、申立人に損害は発生していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、給付金請求時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行つた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明を理由とした手術給付金の支払いは認められないものの、以下の理由および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、先進医療給付金と手術給付金の両方が支払われたことが以前あったので、本契約も同様と勘違いをして、誤った説明をした旨を認めている。
- (2) 契約者にとって、給付金が支払われるか否かは重要な事項であるので、募集人は慎重に対応する必要があった。